

○上越教育大学国際交流推進センター運営委員会協定校交流推進 専門部会細則

(平成26年3月24日細則第10号)

最終改正 平成27年3月24日細則第11号

(趣旨)

第1条 この細則は、上越教育大学国際交流推進センター運営委員会規程（平成26年規程第6号）第9条第3項の規定に基づき、国際交流推進センター運営委員会（以下「委員会」という。）の専門部会として、協定校交流推進専門部会（以下「専門部会」という。）に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、交流協定締結校（以下「協定校」という。）との交流に係る次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協定校との連絡・調整に関する事項
- (2) 学内における協定校の広報に関する事項
- (3) 協定校留学希望学生（派遣・受入れ）の留学相談に関する事項
- (4) 協定校留学希望学生（派遣）の推薦校配当，選考及び推薦並びに協定校留学希望学生（受入れ）の推薦校配当に関する事項
- (5) 協定校との研究者交流及び学生交流の推進に関する事項
- (6) 協定校との交流プログラムの実施に関する事項
- (7) 海外教育に係る学部授業科目及び大学院授業科目の実施に関する事項
- (8) その他協定校との交流に関する事項

(組織)

第3条 専門部会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 委員会委員若干人
- (2) その他学系又は専攻・コース等から学長が指名した者

(任期)

第4条 前条に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(部会長等)

第5条 専門部会に部会長を置き、国際交流推進センター運営委員会委員長が委員のうちから指名する。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、副部会長を置くことができる。

(会議の招集及び議長)

第6条 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員又は前条第2項により副部会長を置くときは、当該副部会長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を専門部会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第8条 専門部会に関する事務は、研究連携課において処理する。

(その他)

第9条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後最初に委嘱する第3条第2号の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとし、再任を妨げない。

附 則 (平成27年細則第11号 (平成27年3月24日))

この細則は、平成27年4月1日から施行する。